

みなさんこんにちは、中村です。新年度が始まりました。お元気でご活躍のことと思います。欧州チャンピオンズリーグ（CL）にベスト8で勝ち残った本田圭佑が所属するCSKAモスクワ（ロシア）が敵地でインテル・ミラノ（イタリア）に惜しくも敗れました。第2戦は4月6日にあります。これに勝てると次の対戦相手はアーセナルか前回覇者のバルセロナです。CLで勢いをつけて南アフリカW杯での活躍を期待したいですね。6月14日（月）カメルーン、6月19日（土）オランダ、6月24日（木）デンマークと夢の舞台は続きます。

## 住宅瑕疵担保履行法に基づく “届出”について

新築住宅の発注者・買主を保護するため、平成21年10月1日以降、請負人・売主として発注者・買主に新築住宅を引き渡す建設業者・宅地建物取引業者には、次のことが義務付けられました。

- ◆住宅品質確保法で定める10年間の瑕疵担保責任を確実にを行うための資力確保措置（保証金の供託又は保険への加入）を講じること。
- ◆年2回の基準日（3月31日、9月30日）ごとに、引き渡した新築住宅の戸数、資力確保措置の状況等を届け出ること。

住宅瑕疵担保履行法では、年に2回の基準日（毎年3月31日および9月30日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内（4月21日、10月21日までに）届出手続きを行うことが必要です。

○届出の対象となる方	平成21年10月1日以降に、請負人・売主として発注者・買主に「新築住宅」を引き渡した方が対象となります。
○届出期間	平成22年4月1日から4月21日まで ※平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に新築住宅の引き渡しを行った場合
○届出方法・届出先	建設業者の場合 ～ 所管許可行政庁 ※東京都知事許可業者の場合、東京都都市整備局市街地建築部建設業課宛となります。 宅建業者の場合 ～ 所管免許行政庁 ※東京都知事免許業者の場合、東京都都市整備局住宅政策推進部不動産業課宛となります。 届出方法について、各行政庁により異なりますので所管の行政庁にご確認ください。
○届出書類	届出書類は、保険・供託の別により異なります。また各行政庁により異なる場合がございますので所管の行政庁にご確認ください。
○その他の注意点	建設業者・宅地建物取引業者は、新築住宅の発注者・買主に対して、供託と保険のどちらかで資力確保措置をするか説明する必要があります。また資力確保措置の状況について、建設業法・宅地建物取引業法に基づき帳簿に記載の上、10年間保存する必要があります。
○監督処分及び罰則	資力確保措置や、その状況に関する届出を行わない場合、基準日の翌日から50日を経過した日以降において、新たに新築住宅の請負契約を締結することが禁止されます。住宅瑕疵担保履行法に違反した場合は、同法に基づく罰則が科されるほか、建設業法・宅地建物取引業法に基づく監督処分も課されます。

※詳細については、建設業許可・宅地建物取引業免許を所管する行政庁窓口にてご確認ください。

（藤田）

## 建設業Q&A

Q. 経営事項審査において登録基幹技能者を技術職員名簿に記載するためには？

A. 基幹技能者認定証書ではなく、平成20年4月以降の登録基幹技能者講習を修了した、「登録基幹技能者講習修了証」の写しが必要です。また、「登録基幹技能者講習修了証」には実務を有する業種名が記載されますので、その業種が経営の申請業種が一致していなければいけません。登録基幹技能者（3点）は、実務経験のみ（1点）の場合や2級施工管理技士・第1種電気工事士・1級技能士（2点）よりも、経営上高い評価を与えられています。すでに基幹技能者をお持ちの方は、登録基幹技能者講習の受講を検討されてみてはいかがでしょうか。（佐藤）

財団法人建設業振興基金のホームページ

[http://www.yoi-kensetsu.com/topnews\\_win/topnews3.html](http://www.yoi-kensetsu.com/topnews_win/topnews3.html)

## 春の香り満載桜牛蒡炒飯

新牛蒡の美味しい季節。春の香り一杯の香り炒飯を食卓に。

牛蒡は火が通りやすく、食べやすい形にカット

桜の塩漬は適量をにザク切り。欲張りすぎると匂いがキツくなるので注意。

味付けは桜と牛蒡の味を生かすため塩のみです。桜の塩漬けとの塩分バランスを調整。好みに鶏ガラ出汁、中華味の素などを入れるのもよいです。

炒め油は香りの強くないサラダ油、グレープシードオイルなどがお勧めです。

あとはいつも通りに炒飯を作る要領で。美味しさのポイントは桜の塩漬けを食べる直前に軽く炒めること。好みにアスパラガス、菜の花など盛り込めればより春らしい炒飯が楽しめます。（佐久間）